

行政不服審査法関連三法について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)
行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)

平成26年6月
総務省行政管理局

行政不服審査制度とは

- 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
※ 国と地方公共団体に共通に適用 / 税、社会保険、生活保護など、原則、全ての行政分野が対象
- 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

【平成23年度の不服申立件数】

国(約3万件) 認容率:10.6% 約9割で一年以内に処理
地方公共団体(約1.8万件) 認容率:2.8% 約4割で一年以内に処理

約4万8千件

【平成24年の裁判受付件数】
(行政事件訴訟第一審)

約2千件

平均審理期間13.9月

第1条(目的)※

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての
みちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

※現行行審法 第1条

法改正の経緯等

○昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上、実質的な法改正がなく、行政手続法の制定(平成5年;聴聞手続など事前手続の整備)や、行政事件訴訟法の改正(平成16年;出訴期間延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手続の充実)など関係法制度の整備・拡充を踏まえ、

- ①公正性の向上、
- ②使いやすさの向上、
- ③国民の救済手段の充実・拡大、

の観点から、時代に即した見直しを実施

《経緯》

- 平成20年4月：関連法案を国会提出(福田内閣) → 平成21年夏の衆議院解散により廃案
- 23年12月：見直し案を取りまとめ(野田内閣) (法案提出には至らず)
- 25年3月：士業団体、知事会等からヒアリング
- 5月：パブリックコメント(「行政不服審査制度の見直しについて(案)」に関する意見募集)
- 6月：総務省として「行政不服審査制度の見直し方針」を決定
- 26年3月：行政不服審査法関連3法案を国会提出
- 6月：行政不服審査法関連3法案が成立・公布 ※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

主な見直し内容

1. 公正性の向上～点検の強化(審理の見える化)～

○ 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁(大臣等)が裁決を行う手続
 [見直し内容]

(1) 審理において、職員のうち処分に関与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理(第9条)

・ 現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。

(2) 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検(第43条)

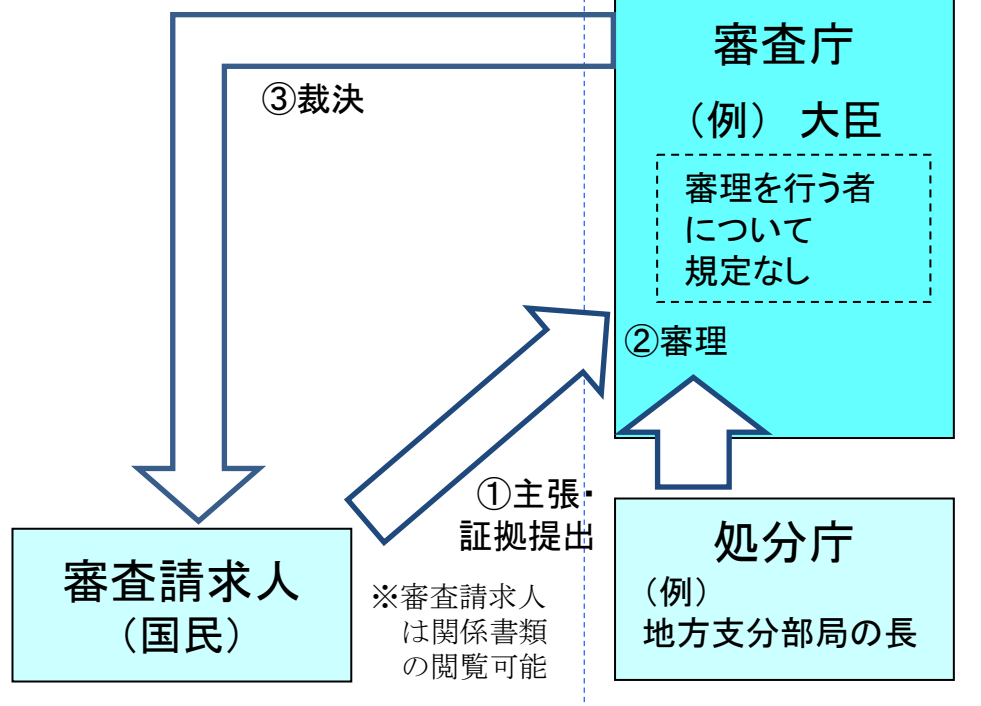
・ 第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上

・ 審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮

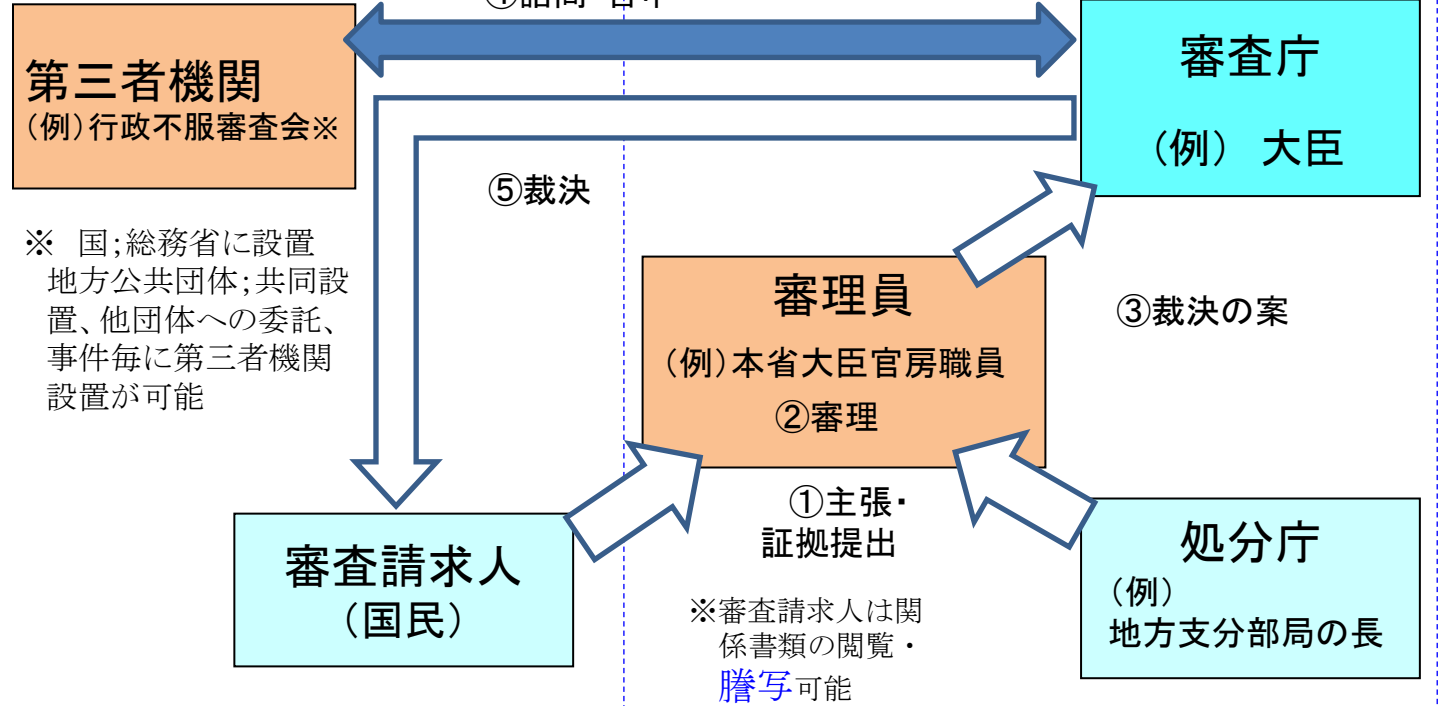
(3) 審理手続における審査請求人の権利を拡充

・ 証拠書類等の閲覧・謄写(第38条)、口頭意見陳述における処分庁への質問(第31条第5項)など。

《現行制度》



《改正後》



2. 使いやすさの向上～国民の利便性～

(1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長(第18条)

(2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

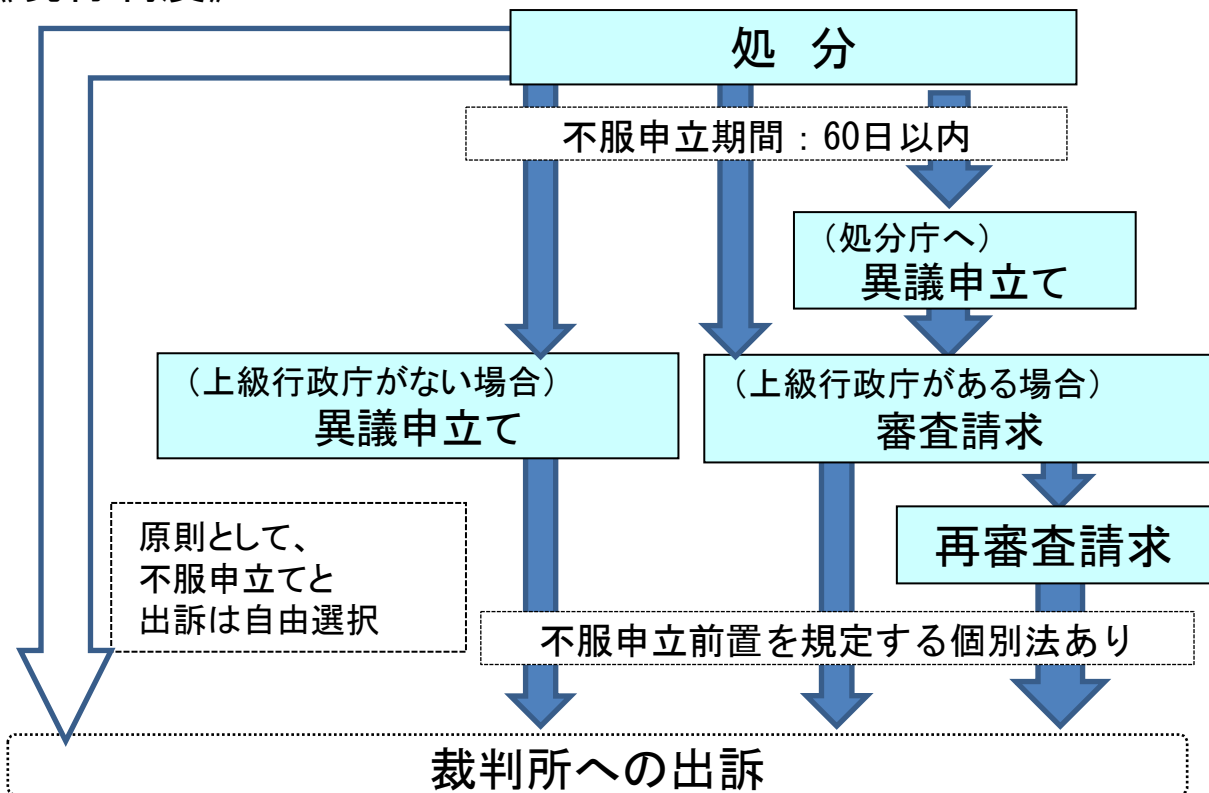
- ・ 現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化(第2条)することで、こうした問題が解消
- ・ 不服申立てが大量にあるもの(国税、関税など)について、例外的に、「再調査の請求*」手続を設ける。申立人は、再調査の請求をすることなく、審査請求をすることができるものとする。(第5条)
- ・ 審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合(社会保険、労働保険など)には、例外的に、再審査請求ができることとする。(第6条)

* 処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査することによって処分の見直しを行う手続

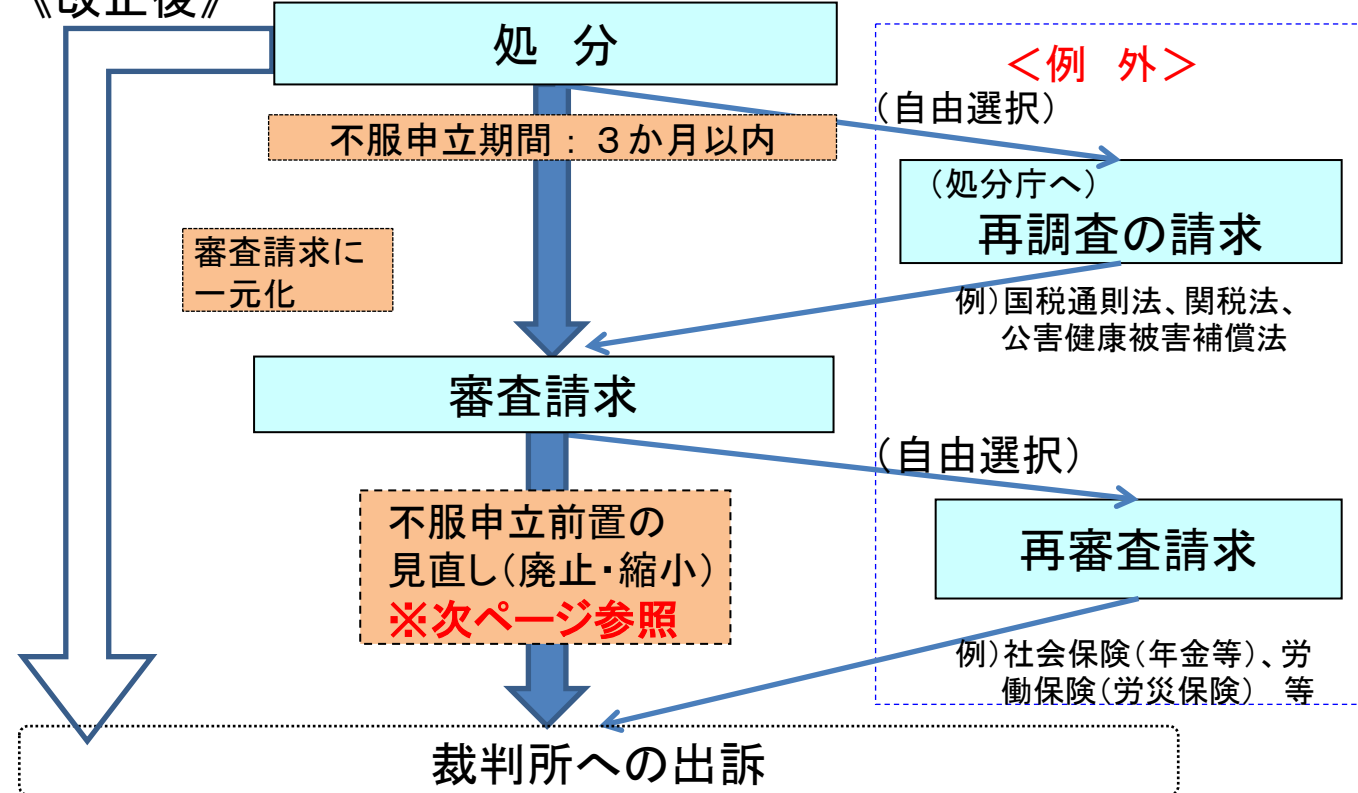
(3) 標準審理期間の設定(第16条)、争点・証拠の事前整理手続の導入(第37条)などにより、迅速な審理を確保

(4) 不服申立前置の見直し(次ページ参照)

《現行制度》



《改正後》

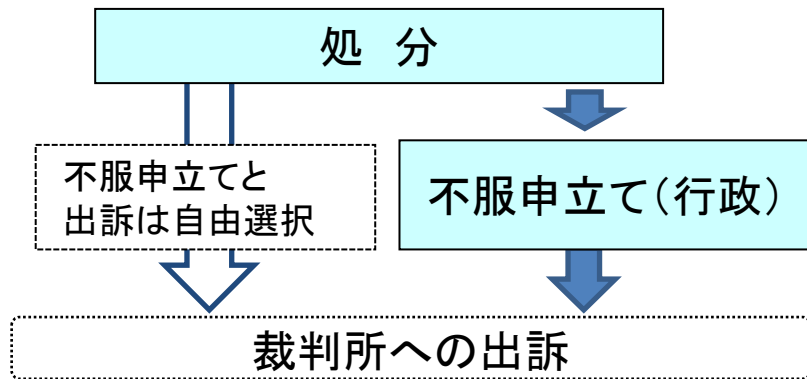


不服申立前置の見直し

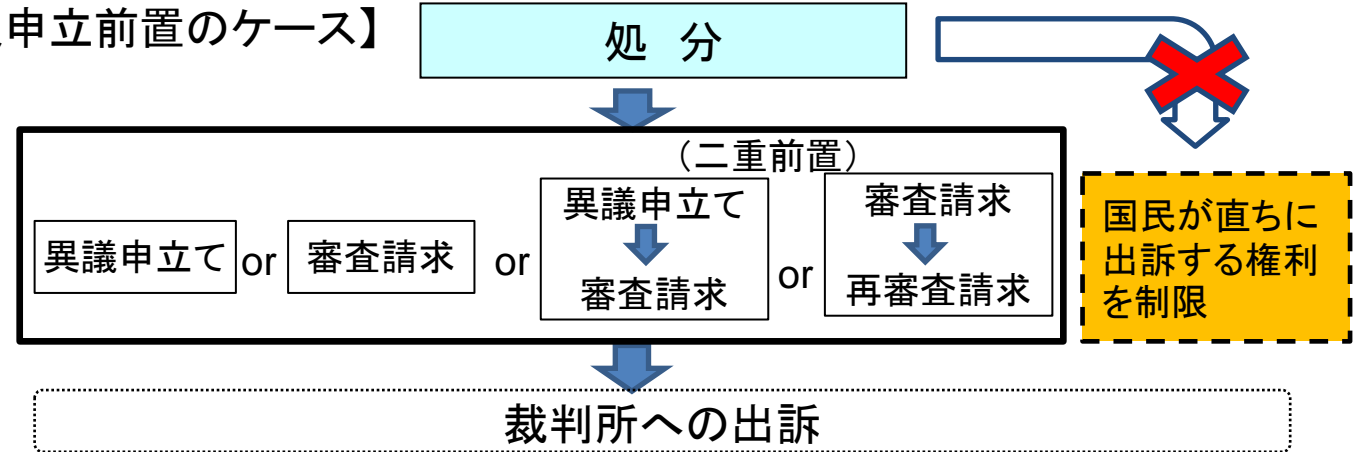
《不服申立前置》

- 行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに出訴するかは、国民が選択できることが原則。ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96ある。

【通常のケース】(行政事件訴訟法の原則)

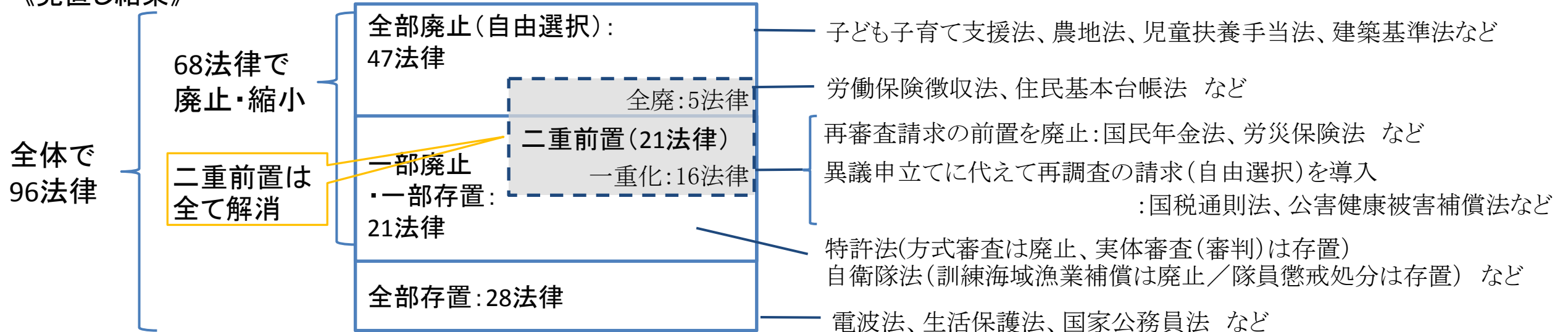


【不服申立前置のケース】



不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直し

《見直し結果》



○ 不服申立前置を存置する場合。

- ① 不服申立ての手續に一審代替性（高裁に提訴）があり、国民の手續負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法 など）
- ② 大量の不服申立てがあり、直ちに出訴されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法 など）
- ③ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等（公害健康被害補償法、国家公務員法 など）

3. 国民の救済手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付けた。

〔見直し内容〕

(1) (法令違反の事実を発見すれば) 是正のための処分等を求めることができる。(第36条の3)

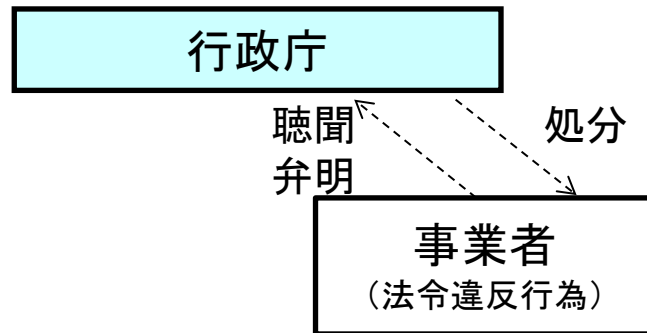
・国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの

(2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に) 中止等を求めることができる。(第36条の2)

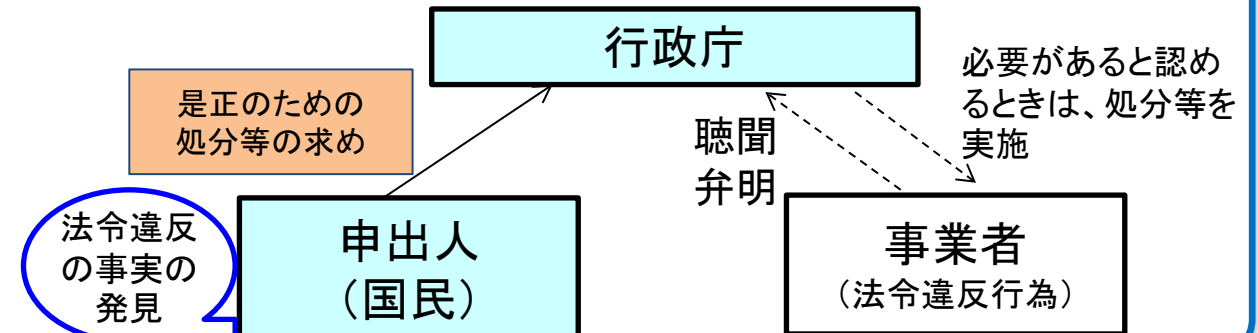
・法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

《現行制度》

(1) 一定の処分を求める申出



《改正後》



(2) 行政指導に対する是正の申出

